

一 般 質 問 通 告 書

令和4年11月14日

議 会 議 長 様

議席番号 3 番

議員氏名 宮 田 雄 一

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
1. 犯罪被害者支援条例の制定を	犯罪の被害者やその家族を支援する条例の制定が求められています。犯罪などに巻き込まれた被害者等の多くは、その権利が尊重されているとは言い難く、また、犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、その後の二次的被害に苦しめられることも少なくありません。 誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪を予防するだけでなく、犯罪被害者等に対する適切な支援が必要です。犯罪被害者等が受けた被害の回復、または軽減及び生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するためにも同条例は必要と考え、以下伺います。 (1) 全国的に条例の制定が進んでいるが、現状をどのように把握・分析しているのか。 (2) 条例制定に向けて基本的な考えはあるのか。	町長 副町長 危機管理課長 担当課長
2. 町長公約の進捗状況は	9月議会においても多くの議員から公約について質問があった。しかし、そのほとんどにおいて具体的なものは示されなかった。 また、前回の一般質問において「今すぐやるべき9つの課題」全てに対して指示を出したとの答弁があった。 そこで公約として掲げている「今すぐやるべき9つの課題」全てに対して、具体的な内容とスケジュール、現在の進捗状況について伺う。	町長 副町長 担当課長

11月14日 午前・午後 3時40分 受理